

19高教政第74号
平成19年4月13日

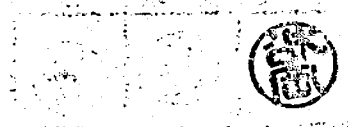
各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が県議会において平成18年12月19日（火）に可決成立し、平成18年12月26日（火）に公布、平成19年4月1日付けで施行されましたので、その概要を別紙のとおりお知らせします。

なお、管内学校に対してもお知らせいただくようお願いします。



NEW YORK, N.Y.
JAN 14 1914

RECEIVED

RECEIVED
JAN 14 1914

THE BOARD OF DIRECTORS

OF THE
NEW YORK
AND
THE
BOARD OF DIRECTORS

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成18年10月6日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、管理職手当の定額化及び扶養手当の額の改定を行うとともに、行政職給料表の適用を受けている職員の一部について職務の級の切替えをしようとするものである。

2 主要内容

(1) 管理職手当

定率制から定額制に移行することに伴い、その支給月額をその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25とすること。(第12条第2項)

(補足) 平成19年3月27日公布 高知県人事委員会規則第5号

「職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則」により定額が決定。

小学校・中学校等教育職給料表 職務の級 4級 4種 52,100円

職務の級 3級 5種 43,700円

高等学校等教育職給料表 職務の級 4級 4種 54,600円

職務の級 3級 5種 44,100円

ただし、人事委員会と協議して定める職を占める者はこの限りでない。

* 経過措置

改正後の「職員の給与の支給等に関する規則」を参照のこと。

(2) 扶養手当

扶養親族である子等のうち3人目以降に係る支給月額を6,000円(現行5,000円)に引き上げること。(第13条第3項)

(3) 職務の級の切替え等

平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けている公立学校職員のうち人事委員会の定める職員について、その者の属する職務の級を同表の5級から4級に切り替えることとし、これに伴う準ずる措置及び経過措置を定めること。(附則第12項及び第13項並びに附則第3項から第5項まで)

ア 号給の切替え

切替日の前日における号給の額と同じ額又は直近下位の額の号給とすること。

イ 経過措置

切り替えられる職員の給料の月額(給料の調整額を除く。以下同じ。)が切替日の前日において受けていた給料の月額に達しないこととなる職員には、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

3 施行期日

この条例は、平成19年4月1日から施行する。